

庁達第4号

庁 中 一 般
各 事 業 所

堺市公共測量作業規程（昭和61年庁達第7号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月8日

堺市長 永 藤 英 機

第2条中「建設省公共測量作業規程（平成8年9月3日付け建設省国地発第822号建設大臣承認）」を「作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、作業規程の準則第1条第1項中「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項中「公共測量」とあるのは「堺市が行う公共測量」と読み替えるものとする。

附 則

この庁達は、示達の日から施行する。